

議 事 録

平成 28 年度 四万十町農業委員会第 3 回窪川農地部会

日 時：平成 28 年 6 月 24 日 午後 1 時 30 分～

場 所：本庁（西庁舎）2 階西会議室 2 B

日程第 1	指定第 5 号	会期の決定について
日程第 2	指定第 6 号	議事録署名委員の指名
日程第 3	報告第 5 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
日程第 4	議案第 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
日程第 5	議案第 10 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第 6	議案第 11 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第 7	議案第 12 号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議案第 13 号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
日程第 9		その他

〔出席委員〕

(欠員) 02. 山本 奨一 03. 下元 誠一郎 04. 甫喜本 治誠
05. 松田 武章 06. 小野 重明 07. 坂本 功 08. 市川 正司
09. 山本 道雄 10. 林一 将 11. 下元 一明 12. 河上 茂秋
(欠席) 14. 西井 健夫 15. 岡林 景補 16. 宮崎 恵美子
17. 池本 宗生 (欠席) 19. 太田 祥一

〔欠席委員〕

13. 廣井 栄治 18. 西本 茂子

〔事務局出席者〕

西谷 久美 林 和利 上川 優

議長	<p>まず最初に先日31日に行われました臨時総会は急なことにもかかわらず全員の出席をいただき大変ありがとうございました。また、季節は梅雨の時期に入り毎日うっとうしい日々が続いておまして洗濯物がなかなか乾かないとか家の中が湿気でじめじめして困るとか、または農作物では日照不足と湿気過多による生育に影響が出るなどを心配している方もおられる事だと思っています。さて、一昨日22日参議院選の公示がされ来月10日に投票日となっております。今回より18歳から投票ができることになりましたので、その票がどのような動きを見せるかが注目です。また、政治資金の流用、公私混同問題で世間を大変お騒がせした舛添東京都知事が辞任した影響で来月14日公示、31日投票日という日程で新しい東京都知事を選ぶ選挙が行われようとしています。政治の大きな問題でもあります政治資金問題には、使われ方にも大きな抜け道が根本的にあることが今回明らかになりました。このことにつきましても、議論をしっかりと重ねて頂き我々にも納得いく形にぜひしていただきたいと強く思っております。また、我々農業委員にとりましてもこの4月1日より新しい農業委員会法が改正されました。その改正後最初の全国大会が先月26日に開催されました。その内容は、この後の総会の場で報告させていただきたいと思っております。今回は十和での総会ということですので、落石事故の関係で移動に大変時間をとりますので、あまり時間がありませんので、スムーズな進行についてご協力よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ただ今から、平成28年度四万十町農業委員会第3回窪川農地部会を開会いたします。</p> <p>農地部会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項、並びに同委員会部会会議規則第4条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議に、13番廣井委員、18番西本委員、から欠席の届けが出ております。5番松田委員は遅刻の届がありました。</p> <p>それでは、事務局から諸報告がありましたらお願いします。</p> <p>部会終了後、十和地域振興局で総会を予定しています。議長のあいさつでもあったように、国道が通行止めになりましてバスが使用できませんので、迂回路の利用によって自家用車での移動をお願いしたいと思っております。運転には十分ご注意ください。以上です。</p>

議長

次に、部会の会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定を準用することになっております。本日の出席委員は只今のところ15名です。過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは日程第1、指定第5号会期の決定についてですが、平成28年度四万十町農業委員会第3回窪川農地部会は平成28年6月24日、本日1日といたします。これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、平成28年度四万十町農業委員会第3回窪川農地部会は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第6号議事録署名委員の指名についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第3条第2項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において、議事録署名委員を指名することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員に

3番 下元 誠一郎 委員 4番 甫喜本 治誠 委員

を指名いたします。よろしく申し上げます。

尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

議長

続いて、

日程第3、報告第5号

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第5号

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてご説明いたします。

ページは3ページです。今月の案件は、1件になります。番号1について説明いたします。

土地の所在地、藤ノ川字下藤1393地目、田、面積3,327㎡です。

解約事由は、貸出人からの申し出による双方合意です。この農地は、平成26年4月1日～平成28年5月16日まで利用権の設定を行っていましたが、貸出人から中間管理機構へ貸付したいとの申し出により、合意解約に至ったとの事です。

議長

なお、この農地については、ページ9の番号7利用権設定と関連しています。

合意年月日、引渡年月日ともに平成28年5月16日です。

報告第5号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第5号は終わります。

続いて、日程第4、議案第9号

農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第9号

農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてをご説明いたします。

ページは4ページです。今月の案件は、3件になります。

まず、番号1について説明いたします。

土地の所在地、見付字壺合奈路421、地目、畑、面積225㎡です。以下4筆あり、合計で5筆で、面積が856㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、譲渡人からの要望です。譲受人の耕作面積は、6,725㎡です。下限面積は達成しています。

譲受人の自宅から取得農地までの通作距離は40kmほどで、車で1時間ほどになります。農地では、柿を耕作するとの計画です。

また、隣接する宅地とあわせて譲受人が購入するとのことでした。

つづいて、番号2について説明いたします。

土地の所在地、作屋字上ハダバ492-7、地目、田、面積514㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由は、譲渡人からの要望です。譲受人の耕作面積は、5,673㎡です。下限面積は達成しています。なお、取得する農地は、譲受人の自宅に隣接しており、水稻を今後も耕作する計画です。

つづいて、番号3です。土地の所在地、七里字有ノ木1800、地目、田、面積2,024㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由は、譲受人からの要望です。譲受人の耕作面積は、22,723㎡です。今回の所有権移転により、下限面積は達成します。なお、取得する農地では、水稻を今後も耕作する計画です。

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを

議長	満たしていると考えます。 議案第9号について事務局の説明が終わりました。
10番	担当委員の補足説明はありませんか。 番号1番ですが、5筆の畑です。添付書類の1ページで事務局から説明がありました赤い斜線の部分が該当します。家には現在だれも住んでいません。この土地を買って果樹を作るということですが、今でも柿、クリを植えてまして、農地となっています。譲渡人は地元、見付の者でして、飛び地でありまして、処分を希望しているようでした。譲受人は聞くところによると、次世代ハウスのトマトの経営者ということで、ここに住みまして東又へ通いながらトマトを経営すると聞いています。よろしくをお願いします。
8番	この土地は譲渡人が元々地元に住んでおったのですが、今は所在が中村で地元にはいない。譲受人以外に作ってもらっていましたが、譲ってくれるならぜひ譲ってくれと打診していたとのこと。今回経営規模縮小ということで、手放すことで譲受人に譲ることになったようです。家の横ということでこの人に売ったのだと思います。問題ありません。
7番	3番ですが、譲受人につきましては、大々的にユリの栽培をしています。ビニールハウスの隣になります。前々から、もし売るなら私に譲ってもらいたいと言ってたようです。譲渡人は仕事も須崎の方へ通ってトラックの運転手をしていて家でも作れないということなので、このたび譲ることになったようです。問題ないです。
議長	議案第9号について質疑を許します。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。
委員 議長	(「なし」の声あり) 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。 議案第9号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり可決されました。 続いて、日程第5、議案第10号

事務局

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてと、日程第6 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定については関連がありますので、一括議題とします。事務局の説明を求めます。

(遅刻の5番委員 許可を得て着席)

議案第10号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてをご説明いたします。

議案書5ページの1番の案件です。添付資料は4~5ページをご覧ください。申請地は、平野字平野田1434番、地目は、田 面積、794㎡ほか2筆、計3筆、合計面積2,454㎡の土地です。転用目的は、農業用施設への転用です。転用理由は、申請人が現在行っている養豚事業を拡大させるため、畜舎を増築するものです。農地区分は、1種農地です。詳細は議案第11号でまとめて説明します。

続きまして、関連がありますので議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についても合わせて説明します。議案書6ページの1番の案件です。申請地は、平野字平野田1444-1番、地目は、田 面積1,651㎡の土地です。権利事由は、使用貸借権設定です。転用目的、農業用施設への転用です。転用理由は、議案第10号と同じです。農地区分は、第1種農地です。ここでもう少し詳しく説明します。申請地は平成6年3月に換地処分した土地改良事業を実施している農地であり、第1種農地と判断しました。ただ、今回の転用は農業用施設、畜舎の増設であり、農地法第4条第6項ただし書き及び農地法第5条第2項ただし書きの「農用区域内にある農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において定められた用途に供するため農地以外のものにしようとするとき」の農業用施設、畜舎に該当します。そのため第1種農地であっても例外的に許可することができると判断しました。

転用計画につきまして、土地利用計画図に赤で囲んでいる範囲が申請地です。一体利用地であり全体では12,200㎡となります。図示している形で、主に青で囲んでいる畜舎を今回新築する計画になっています。申請範囲には、すでに畜舎の一部が以前から整備されている部分が含まれており、今回はそこも含めて使用する土地をすべて転用する申請であります。事後の部分が見受けられますので、始末書の添付も頂いてます。周囲の状況は、東側、南側、北側は同意ありの田、西側は申請人所有の原野となっています。土地の造成計画については、50cm程度の盛土を行

	<p>い、コンクリート舗装を行う。進入路については、既存の道を利用し進入しますので、それに伴う新たな工事は不要です。排水計画については、雨水は既存の側溝に勾配を取り排水し、汚水については既存の浄化設備に接続し、排水する計画です。</p> <p>議案第 10 号、議案第 11 号 一体での利用計画であるため合わせての説明とさせていただきます。以上です。</p>
議長	<p>議案第 10 号、議案第 11 号について事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当委員の補足説明はありませんか。</p>
9 番	<p>今年 4 月に代表が変わられまして、聞き取りに行ってみりました。今までの浄化槽で足りるかとか聞きましたら、全体利用計画図の真ん中あたりに浄化槽と川渕にありますけれど、この川を挟んでもう一つ反対側にもあります。畜舎の 1 番、2 番とかは古いもので、新しいものを今回、国の助成や事業でやりたいということで、周りの同意もあるようですので、問題ないと思います。</p>
議長	<p>議案第 10 号、議案第 11 号について質疑を許します。質疑はありませんか。</p>
15 番	<p>図面見ましたら、申請地を囲んでいる所に建物が入っているようだが間違いないか。</p>
事務局	<p>建物については、一部畜舎がすでに入っている部分があります。先ほども説明させていただきましたが、すでに事が起こっているため、始末書などを頂き、すべての農地について新たな新築と合わせた転用で、きれいな形でやりたいということです。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。</p>
委員	<p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、質疑を終結し採決します。</p> <p>議案第 10 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第 10 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。</p>

議長

続いて、

議案第 11 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 7、議案第 12 号

四万十町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 12 号

四万十町農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成 28 年 7 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より諮問を求められたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ページは 7 ページからです。今月の案件は、7 件になります。

まず、番号 1 について説明いたします。土地の所在地、奈路字ヲヲノヲ 1 0 5 4、地目、田、面積、2,950 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積 5,943 m²です。設定は新規です。期間は平成 28 年 7 月 1 から平成 29 年 12 月 31 日までの 1 年 6 ヶ月です。作物は水稻を耕作する計画です。なお、利用権の設定を受ける法人は、農地所有適格法人ではない法人ですので、解除条件付きでの利用権設定となります。そこで、25 ページのとおり、I 地域の役割分担や II 役員の従事要件を満たす事や、27 ページの共通事項の追加で解除条件を付けることとなります。

つづいて、番号 2 です。土地の所在地、仁井田字後口窪 5 2 1 - 1、地目、田、面積 868 m²です。以下 3 筆あり、合計 4 筆で、面積が 2,752 m²です。設定は新規です。期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの 1 年です。作物は野菜を耕作する計画です。

なお、この利用権設定は、未相続農地ですが、相続権者全てからの同意は得ていますので、問題ありません。

番号 3 ~ 7 は、中間管理機構への利用権設定になります。なお、この後の配分計画にも関連しています。

番号 3 です。土地の所在地、藤ノ川字宝山 9 4 5、地目、田、面積 996 m²です。以下 3 筆あり、合計で 4 筆で、面積 4,248 m²です。設定は新規

	<p>です。期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 38 年 6 月 30 日までの 10 年です。作物は水稲を耕作する計画です。</p> <p>つづいて、番号 4 です。土地の所在地、藤ノ川字新田 1 0 3 6、地目、田、面積 3,461 m²です。設定は新規です。期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 38 年 6 月 30 日までの 10 年です。作物は水稲を耕作する計画です。</p> <p>つづいて、番号 5 です。土地の所在地、藤ノ川字新田 1 0 4 6 地目、田、面積 2,037 m²です。設定は新規です。期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 38 年 6 月 30 日までの 10 年です。作物は水稲を耕作する計画です。</p> <p>つづいて、番号 6 です。土地の所在地、藤ノ川字下切 1 1 9 2、地目、田、面積 2,343 m²です。設定は新規です。期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 38 年 6 月 30 日までの 10 年です。作物は水稲を耕作する計画です。</p> <p>つづいて、番号 7 です。土地の所在地藤ノ川字下藤 1 3 9 3、地目、田、面積 3,327 m²です。設定は新規です。期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 38 年 6 月 30 日までの 10 年です。作物は水稲を耕作する計画です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
9 番	<p>担当委員の補足説明はありませんか。</p> <p>1 番ですが、2 年位前からニラを作るということで、借りていましたけれど、今回は水稲を作付すると聞いています。特に問題ありません。</p>
1 6 番	<p>2 番ですが、この方は I ターンの方です。耕作面積を増やしたいことと、家の近くでも作りたいということで、この方をお願いしたところ、貸して頂けるようになったとのこと。有機野菜を作りたいということで、もっと増やしたいと意欲もありますし、問題ないと思います。</p>
議長	<p>3 番から 7 番までは私の担当でして、これも中間管理機構との契約でございます。皆新規でやるとのこと、問題はないと思います。</p>
議長	<p>質疑を許します。 質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議はありませんか。</p>
委員	<p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、質疑を終結し採決します。</p> <p>議案第 12 号農用地利用集積計画に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p>

議長	<p>よって、議案第 12 号 農用地利用集積計画に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。</p> <p>続いて、日程第 8、議案第 13 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定についてを議題とします。</p> <p>議案第 13 号 番号 3 番は議席番号 2 番 山本 奨一委員が、番号 4 番は、議長の私が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の、議事参与の制限に抵触しますので、先に 1 番、2 番の審議、採決を行い、その後に山本 奨一委員に退席をしていただき番号 3 番の審議、採決を行い、その後、議長を山本農地部会長職務代理に交代し私が退席をして、番号 4 番の審議、採決を行います。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 13 号</p> <p>農用地利用配分計画案に対する意見決定について 1 番、2 番を説明します。</p> <p>議案第 13 号農用地利用配分計画案に対する意見決定について、別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条 3 項の規定により意見を求められています。</p> <p>ページは 28 ページから 33 ページです。今月の案件は、4 件になります。</p> <p>整理番号 1 ～ 2 番は、以前に中間管理機構へ利用権設定していた農地について、配分される借受人が変更となった事から、配分計画案が再提出されたものになります。番号 1 について説明いたします。土地の所在地、志和字クモテン 6 6 6 - 1 地目、田、面積 1,097 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 3,295 m²です。権利の種類は使用貸借権です。設定期間は、県の許可日から平成 37 年 11 月 30 日です。</p> <p>番号 2 について説明いたします。土地の所在地、志和字大切 1 2 1 5 - 1 地目、田、面積 1,264 m²です。以下 4 筆あり、合計で 5 筆、面積が 5,838 m²です。権利の種類は使用貸借権です。設定期間は、許可日から平成 37 年 11 月 30 日です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これは中間管理事業に関するものです。</p> <p>特に必要であるものについて、担当委員の補足説明はありませんか。</p> <p>1 番から 3 番は昨年まで田畑を借りて耕作していた人が、体を壊して今年病気療養中で、耕作できないということで、せまちの良い田畑は、個人が生姜やたばこを作っている所です。後の耕作放棄になる小さなところは、法人が責任もって作らざるを得ないところです。1、2 の個人の</p>

議長 3番	分は何ら問題ありません。 質疑を許します。質疑はありませんか。 賃借料が書いてないのですが。
事務局	権利の種類で先ほど説明しましたが、使用貸借権の設定になれば、賃借料は無償となりますので、機構から個人の方たちに貸す場合も無償となります。これは以前に利用権設定したものを、もう一度再配分する形となり、以前も賃借料は発生していませんし、今回も使用貸借権の設定ということです。
3番	中間管理機構から貰えるのか。
事務局	いいえ、貰えません。貰う場合は、賃借料を設定していれば貰えるが、今回は設定していないため貰えません。
議長	他にありませんか。質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。
委員	〔「なし」の声あり〕
議長	異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議長	議案第13号農用地利用配分計画案に対する意見決定について番号1番、2番は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員であります。
議長	よって、議案第13号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について番号1番、2番は、原案のとおり可決されました。
議長	続いて、 番号3番の審議を行いますので、2番山本 奨一委員は退席をお願いします。
事務局	事務局の説明を求めます。 番号3番を説明します。 土地の所在地、志和字下島ヶ内818、地目、畑、面積284㎡です。以下11筆あり、合計12筆で、面積が2,405㎡です。権利の種類は使用貸借権です。設定期間は、許可日から平成37年11月30日です。なお、3番についても以前に中間管理機構へ利用権設定していて、再配分することです。
議長	事務局の説明が終わりました。

委員 議長	<p>この案件は、私の担当となっております。これは、別の借り手が借りていた場所なのですが、体調を崩したため、志和の法人が今回代わりに作るということで、特に問題ないと思われます。 質疑を許します。 質疑はありませんか。</p>
委員 議長	<p>(「なし」の声あり) 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。</p>
議長	<p>(「なし」の声あり) 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。</p>
議長	<p>議案第 13 号農用地利用配分計画案に対する意見決定について 3 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。</p>
議長	<p>よって、議案第 13 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について 3 番は、原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>2 番 山本 奨一委員の除斥をとき、着席をしていただきます。</p>
議長	<p>(2 番 山本 奨一 委員 着席)</p>
議長	<p>山本委員、番号 3 番は、原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>それでは、農業委員会会議規則第 27 条第 1 項の規定を準用し、農地部会長職務代理の山本 道雄委員に議長をお願いいたします。</p>
議長(代)	<p>(太田 委員 退席) (山本 委員 議長席へ)</p>
事務局	<p>太田部会長が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の規定に該当いたしますので、四万十町農業委員会会議規則第 27 条第 1 項の規定を準用し、農地部会長職務代理の私、山本が議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。 それでは、議案第 13 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について番号 4 番について事務局の説明を求めます。</p>
議長(代)	<p>農用地利用配分計画案に対する意見決定について 4 番を説明します。 4 番は、先ほど中間管理機構へ利用権設定した農地の配分案となります。土地の所在地、藤ノ川字宝山 9 4 5、地目、田、面積 996 m²です。以下 7 筆あり、合計 8 筆で、面積が 15,416 m²です。権利の種類は賃貸借権です。設定期間は、県許可日から平成 38 年 6 月 30 日です。 事務局の説明が終わりました。</p>

	<p>担当委員は、私になります、この法人の代表には会えませんでした、役員の方にお会いしました。現在13ha位WCSや飼料用米を生産しているそうです。これからもどんどん増えていきそうと言っておりました。特に問題ありません。</p>
議長(代)	<p>質疑を許します。 質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(「なし」の声あり)</p>
議長(代)	<p>質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議はありませんか。</p>
委員	<p>(「なし」の声あり)</p>
議長(代)	<p>異議なしと認め、質疑を終結し採決します。</p>
	<p>議案第13号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について 4番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第13号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について番号4番は、原案のとおり可決されました。</p> <p>太田 委員の除斥をとき、着席をしていただきます。</p> <p>太田委員に報告します。番号4番は、原案のとおり可決されました。それでは、太田部会長と議長を交替いたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(太田委員着席)</p> <p>(山本委員着席)</p>
議長	<p>日程第8 議案第13号については、すべて可決いたしました。</p>
議長	<p>続いて、日程第9</p> <p>その他の件についてを議題とします。</p> <p>先月の委員失職に伴いまして、担当地区の割り振りを行わなくてはなりません。その案をお手元に配布していると思います。役員で案を決めまして、私の地元である部分がありましたので、私と近隣の方々に少し協力を頂いて一部変えました。赤字で書いてあるところが変わった部分です。松田委員には了承をもらってませんが、こんな形で変更してありますが、了解いただけるでしょうか。</p> <p>特に異議なければ、このように変更させていただきます。よろしく願いします。</p> <p>その他の件で事務局何かありませんか。</p>
事務局	<p>只今決めて頂いた担当地区ですが、東又地区だけですので、東又地区の</p>

議長

区長文書で回覧をお願いするようになりたいと思います。その方法で周知したいと思いますのでお願いします。

その他の件で委員の皆さん何かありませんか。

他にありませんか。なければその他の件については終了いたします。これで、本窪川農地部会に付議されました案件は、すべて終了いたしましたので、平成 28 年度四万十町農業委員会第 3 回窪川農地部会を閉会いたします。ありがとうございました。

起立、礼。

閉 会 午後 2 時 2 5 分